

役員選任規程

(総則)

第1条 定款第31条に定める役員を選任は、本規程による。

(定数)

第2条 役員の数、定款第30条に定める範囲内において理事会の議決により定める。

(選出)

第3条 理事及び監事は、正会員のうちから総会の決議により選任する。

2 代表理事は、理事のうちから理事会の決議により選任する。

(会長候補者推薦の選出)

第4条 理事会は、会長候補者選出のため会長候補者選定委員会(以下「選定委員会」という)を理事会に設置する。

2 理事会は選出する会長候補者が学側か産側のいずれか一方であることを宣言しなければならない。

(学側会長候補者の推薦)

第5条 学側会長候補者を選定するために、正会員による会員投票を行う。

2 正会員、代議員、会長経験者、維持会員、部会、支部及び理事は、学側会長候補者を選定委員会に推薦することができる。

(1) 正会員 30名以上の連名

(2) 代議員8名以上の連名

(3) 会長経験者1名以上

(4) 維持会員2口以上

(5) 支部、部会1組織以上

(6) 理事2名以上の連名

3 理事会は、会員投票結果に基づき学側会長候補者を決定し、総会に推薦する。

(産側会長候補者の推薦)

第6条 理事は、2名以上の連名で産側会長候補者を選定委員会に推薦することができる。

2 理事会は、選定委員会の答申を受け産側会長候補者を決定し、総会に推薦する。

(会長の選任)

第7条 理事会は、総会で推薦された会長候補者を参考として、理事の中から会長を選任する。

(副会長候補者、理事候補者及び監事候補者の推薦)

第8条 副会長候補者、理事候補者及び監事候補者の理事会への推薦は、会長が行う。

2 理事会は、副会長候補者、理事候補者及び監事候補者を決定し、総会に推薦する。

(変更)

第9条 本規程の変更は、総会の議をもって行なう。

- 附則 昭和58年4月5日 改訂(評議委員会承認)
- 2 昭和63年4月5日 改訂(評議委員会承認)
 - 3 平成3年3月26日 改訂(評議委員会承認)
 - 4 平成12年3月30日 改訂(総会承認)
 - 5 平成15年3月24日 改訂(総会承認)
 - 6 平成18年3月29日 改訂(総会承認)
 - 7 平成22年9月7日 一部改定。(総会承認) 平成22年9月7日の総会議決にもとづく定款変更が行政庁により認可された日より実施する。